

2030大阪府環境総合計画の評価・点検について (部会報告 骨子 (案))

令和 年 月
大阪府環境審議会
環境総合計画部会

目次

はじめに	1
第1章 現行計画における進捗状況について	2
1 講じた施策の結果について	2
2 2030年の実現すべき姿の達成状況について	2
3 中間評価	2
第2章 大阪をとりまく環境政策の状況等について	3
1 国際的な動向	3
2 国内の動き	3
3 大阪の環境・経済・社会の状況	3
4 テクノロジーの進展	3
第3章 現行計画の中間見直しにあたって	4
現行計画の見直しの方向性	4
1 環境総合計画の枠組み	4
2 環境総合計画策定の背景	4
3 2050年のめざすべき将来像	4
4 2030年の実現すべき姿	4
5 施策の基本的な方向性	4
6 ポストコロナを見据えた対応	5
7 施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行	5
8 各主体の役割・連携及び計画の進行管理	5

参考資料

- ①大阪府環境審議会 環境総合計画委員名簿
- ②審議経過
- ③2030 大阪府環境総合計画の評価・点検について（諮問）

はじめに

環境総合計画は、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号。以下「基本条例」という。）第8条の規定により、現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定することとしている。

これまで大阪府は、気候変動による自然災害リスクの増大など環境問題の深刻度が増していることに加え、人口減少や高齢化など社会・経済課題とも密接に関係していることから、環境だけでなく社会・経済課題の同時解決と統合的向上をめざすため、府域における2050年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えた2030年の実現すべき姿を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を明確にした、「2030 大阪府環境総合計画～いのち輝く SDGs 未来都市・大阪をめざして～」(以下、「計画」という。)を2021年3月に策定した。

計画では、計画期間を2030年度までの10年間とし、「めざすべき将来像」の実現に向けて、「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5つの分野を設定し、各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定することで、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を総合的に推進・展開してきた。

計画策定以降、大阪府は、気候変動対策推進条例の改正等による制度の強化、大阪・関西万博を契機とした最先端技術の開発・導入促進、府内産木材の利用促進及び大阪湾でのブルーカーボン生態系の創出等に取り組んできた一方、国内外においては、30by30 目標の合意、プラスチック資源循環法の施行、第六次環境基本計画の閣議決定等の新たな動きがあった。

計画の中間年度にあたる2025年度に、これらの各分野の取組状況について、同計画に掲げる基本的な方向性に基づき評価・点検し、国内外の情勢を踏まえ、今後のそれぞれの取組方針などについて意見を求めるため、2024年12月23日、大阪府から環境審議会に対し、「2030 大阪府環境総合計画の評価・点検について」諮問があり、本部会において専門的な見地から審議を行った。本報告は、その審議結果をとりまとめたものである。

第 1 章 現行計画における進捗状況について

1 講じた施策の結果について

- ・参考資料 3（令和 6 年度第 1 回部会資料 2）の「令和 5 年度の講じた施策の進捗状況」の表を引用（計画策定以後の令和 3 年度から令和 6 年度までをまとめて掲載）

2 2030 年の実現すべき姿の達成状況について

- ・参考資料 3（令和 6 年度第 1 回部会資料 2）の「施策の基本的な方向性」の反映状況の表を掲載
- ・資料 1 の環境データを掲載

（脱炭素・省エネルギー分野、資源循環分野、全てのいのちの共生分野、健康で安全な暮らし分野、魅力と活力ある快適な地域づくり分野をまとめて記載）

3 中間評価

現行計画の中間評価は以下のとおりである。

- ・クロスチェックは重要であり、今後も継続すること
- ・分野間で相乗的な効果が得られるかや相反的な関係があるかをチェックできるよう、施策の点検手法を追加すること

・全てのいのちの共生分野（生物多様性）だけが経済（外部性の内部化）とあまり結びついてないため、施策を追加すること

第2章 大阪をとりまく環境政策の状況等について

1 国際的な動向

- ・参考資料4（令和6年度第1回部会資料3）の国際的な動向について記載
（グローバルリスク報告書2025、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）など）

2 国内の動き

- ・参考資料4（令和6年度第1回部会資料3）の国内の動きについて記載
（第六次環境基本計画、ネット・ゼロ（脱炭素）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）など）

3 大阪の環境・経済・社会の状況

- ・資料1で示した大阪の環境・経済・社会データについて記載
（都道府県別人口及び将来推計人口、府内地域別将来人口変化度、経済活動別・地域別名目総生産の構成比など）
- ・大阪・関西万博について記載
（概要、大阪版アクションプランなど）

4 テクノロジーの進展

- ・資料1で示したテクノロジーの発展について記載
（AI、ロボティクス・自動化、ドローン、ペロブスカイト太陽電池など）

第3章 現行計画の中間見直しにあたって

現行計画の見直しの方向性

- ・環境対策は、地球環境の保護や持続可能な社会の実現のために不可欠であり、産業活動、生活、社会全体を包括的に見据えた総合的、計画的に取り組むことが必要

- ・近年、人口減少を補う技術や、環境課題解決のブレークスルーになるような技術が出てきており、活用することが望ましい。

1 環境総合計画の枠組み

- ・現状の記載のまま大きく変更することはない。

2 環境総合計画策定の背景

- ・最新の国内外の動向を追加すること
- ・大阪の環境・経済・社会の状況を追加すること

3 2050年のめざすべき将来像

- ・万博関係（万博レガシー、新たな成長戦略）や、ネイチャーポジティブ、ウェルビーイング、テクノロジーの進歩等を記載すること

4 2030年の実現すべき姿

- ・万博関係（万博レガシー、新たな成長戦略）、ネイチャーポジティブ（30by30 含む）、テクノロジーの進歩等を記載すること

5 施策の基本的な方向性

（1）中・長期的かつ世界的な視野

- ・最新の国内外の動向に更新すること
（万博関係（万博レガシー、新たな成長戦略）、ネイチャー・ポジティブなど）

（2）環境・社会・経済の統合的向上

- ・現状の記載のまま大きく変更することはない。

環境・社会・経済の統合的向上に向けた環境施策の4つの観点

- ・現状の記載のまま大きく変更することはない。

①外部性の内部化

- ・取組方針（例）やコラム（森林環境税及び森林環境譲与税）を最新のものに更新すること

②環境効率性の向上

- ・取組方針（例）を最新のものに更新すること

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

- ③環境リスク・移行リスクへの対応
 - ・取組方針（例）を最新のものに更新すること
- ④自然資本の強化
 - ・取組方針（例）を最新のものに更新すること

6 ポストコロナを見据えた対応

- ・削除すること

7 施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行

- ・現状の記載のまま大きく変更することはない。

8 各主体の役割・連携及び計画の進行管理

- ・現状の記載のまま大きく変更することはない。